

令和2年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び避難路の通行障害の防止を図り、もって震災に強いまちづくりに資することを目的として、既存のブロック塀等の所有者等が耐震改修工事又は除却工事を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、令和2年度予算の範囲内において、弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 市内に存する組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）をいう。
- (2) 避難路 市教育委員会が認めた通学路（以下「通学路」という。）、一般の通行の用に供しており、ブロック塀等が倒壊した場合において避難所へ至る経路の過半が閉塞されるおそれがある道路その他市長が認めたものをいう。
- (3) 耐震診断 「ブロック塀等の点検のチェックポイント」（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省建築指導課長通知）を用いて、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 耐震技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の規定による建築士、公益社団法人日本エクステリア建設業協会が制定したブロック塀診断士の資格を有する者又はこれらと同等の知識及び経験を有すると青森県から認められた者をいう。
- (5) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会が発行した「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に基づいて耐震技術者の設計により行われるブロック塀等の改修をいう。
- (6) 耐震改修計画 耐震改修を行う計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (7) 耐震改修工事 第5号に規定する工事であって、耐震技術者が耐震改修計画を作成し、工事監理を行うものをいう。
- (8) 除却工事 耐震診断の結果、不適合の項目があったブロック塀等を除却する工事（工事により生じたがれき等の処分を含む。）をいう。

(補助対象塀)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象塀」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 避難路沿道に存するものであること。

- (2) 耐震診断の結果、不適合の項目があったもの
- (3) ブロック塀等が接する地盤面のうち、低い側からの高さ（基礎を含む。）が 80 センチメートル以上で、かつブロック塀等が 3 段積み以上のものであること。
- (4) 過去に、市の補助を受けて耐震改修を行っていないもの
(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に補助対象塀を所有する者（ただし、法人等は除く。）又は当該者の親族
- (2) 令和元年度から交付申請時までにおいて納付すべき個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料（以下「個人住民税等」という。）について滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）でない者又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象塀の耐震改修工事又は除却工事とする。ただし、次に掲げる工事は補助の対象としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) フェンス、門扉及び生垣等の工事
- (3) 市、県及び国の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事
- (4) 耐震改修工事の場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に適合しない工事
(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する工事費とし、補助対象経費の合計額は、1 メートル当たりの単価 80,000 円を補助対象工事を行うブロック塀等の総延長に乘じて得た額を限度とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額に 3 分の 2 を乗じて得た額（当該得た額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てた額）又は 120,000 円のいずれか低い額以内の額とする。

（施工業者）

第7条 補助対象工事に係る施工業者は、市内に本店を置く法人又は市内に住所を有する個人事業者であって、建築工事関連業務を営むものとする。

2 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。
(交付申請)

第8条 規則第 3 条の補助金等交付申請書は、令和 2 年度弘前市ブロック塀等耐震改修促

進事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者本人の住所及び氏名等を確認できる書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の写し等）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 工事同意書（様式第3号）（補助対象埠の所有者全員のもの）
- (4) 工事見積書（内訳明細の付いたものに限る。）
- (5) 工事概要が確認できる図面（付近見取図、補助対象埠の配置図、補助対象埠の現況立面図等）
- (6) 個人住民税等に係る納税証明書又は完納証明書（弘前市に住民登録している者について、補助金交付申請書の同意欄に記名・押印がある場合を除く。）
- (7) 固定資産税納税通知書（固定資産税課税明細書を含む。）又は土地登記全部事項証明書の写し等補助対象埠が存する土地等の所有者を確認できる書類
- (8) 各種公的支給及び補助申請に関する申出書（様式第4号）
- (9) 耐震改修計画（耐震改修工事の場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の受付期間は、令和2年7月1日から同年11月30日までとし、令和2年度予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。

（交付の条件）

第9条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合（補助金の交付決定額に変更が生じない範囲における軽微な変更を除く。）は、あらかじめ令和2年度弘前市ブロック埠等耐震改修促進事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）に変更の内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けること。この場合において、補助金交付申請額を増額することはできない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和2年度弘前市ブロック埠等耐震改修促進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を整備し、令和8年3月31日まで保管すること。
- (5) 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供さないこと。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限り

でない。

(交付決定)

第10条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和2年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とし、補助金を交付しないことを決定した場合は、令和2年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第8号）により、補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに令和2年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和2年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。ただし、第2号の書類として請求書の写しを添付する場合は、工事代金の支払い後直ちに領収書の写しを提出するものとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事代金領収書の写し（領収書を添付できない場合は、請求書の写し）
- (3) 工事写真（補助対象工事の部分又は部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの）
- (4) 耐震改修計画のとおりに耐震改修工事を行ったことを、工事監理者（耐震技術者に限る。）が証した書類（耐震改修工事の場合に限る。）
- (5) 補助金の交付決定額に変更が生じない範囲における軽微な変更が生じている場合は、変更の内容が確認できる書類

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第9条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和3年2月26日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和2年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）とする。

2 市長は、前条の規定による実績報告について、実地調査を行うものとし、必要があると

認めるときは、補助事業者、施工業者等に報告を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助事業者に指示するものとする。

(補助金の請求等)

第 15 条 補助金の請求は、第 14 条の通知を受けた後において、令和 2 年度弘前市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金請求書（様式第 12 号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書が提出された日から起算して 30 日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。